

第4章

景観要素等の質的向上に関する事項

砺波市景観まちづくり計画



庄川峡

①景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

(1) 景観重要建造物

アズマダチやマエナガレなどの伝統的家屋をはじめとした歴史的な建造物は、地域の自然、歴史、伝統、文化などによって形成されてきた建築形態や意匠を色濃く残し、本市の重要な景観の要素となっています。また、良好な景観の形成を推進していくうえで重要な資産であることから、これらの保全を図ることが必要となります。

このため、伝統的家屋などの良好な景観の形成に重要となる建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地やその他の物件を含む。）のうち、次の基準に該当するものを対象に所有者等の同意を得たうえで、砺波市景観まちづくり審議会（以下「景観まちづくり審議会」という。）の意見も聴き、「景観重要建造物」に指定するものとします。

【指定の基準】

- 地域のシンボルとして広く住民に親しまれ正在ととともに、良好な景観の形成に寄与している建造物
- 地域の自然、歴史、文化などから、建造物の外観が景観上の特長を有している建造物
- 道路などの公共の場所から容易に眺めることができる建造物



伝統的家屋(アズマダチ)

(2) 景観重要樹木

花と緑に包まれた美しいまちづくりを進めることにより、自然と調和のとれた生活環境を創造するため砺波市花と緑のまちづくり条例（平成16年砺波市条例第150号）に基づき、学術的に重要な樹木及び樹林を保存樹等として指定を行っています。また、地域の良好な景観を維持するうえで、樹容の優れた樹木等は重要な資産であることから、これらの保全を図ることが必要となります。

このため、良好な景観の形成に重要な樹木で、次の基準に該当するものを対象に所有者等の同意を得たうえで、景観まちづくり審議会の意見も聴き、「景観重要樹木」に指定するものとします。

【指定の基準】

- 地域のシンボルとして広く住民に親しまれているとともに、良好な景観の形成に寄与している樹木
- 地域の自然、歴史、文化など、特性が表れた特徴的な樹容や優れた樹勢を有している樹木
- 道路などの公共の場所から容易に眺めることができる樹木



地域の歴史を伝える樹木

② その他の景観まちづくりに関する事項

(法第8条第2項第4号)

(1) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は様々な情報を提供し、まちのにぎわいと活気をつくり出しますが、形状や規模、色彩など周囲への配慮がないものは、その機能を損ねるとともに、良好な景観を阻害する要因となることから、一定の基準が必要となります。

このため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為については、景観形成区域ごとの方針に基づき景観の形成を図るため、本市の屋外広告物条例の制定を検討しますが、当面は、富山県屋外広告物条例に基づき広域的な連携による景観の形成を図ります。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

① 景観重要公共施設の整備に関する方針

道路、河川、水路、公園などの公共施設は、日常生活において親しまれているとともに、景観を構成する重要な要素となっています。これらの公共施設は、周辺の景観と調和した整備を行い、良好な景観の形成を図るために、先導的な役割を果たす必要があります。

このため、良好な景観の形成に大きな影響を与える公共施設については、施設管理者等の同意を得たうえで、景観まちづくり審議会の意見も聴き「景観重要公共施設」に指定し、その地域にふさわしい整備を進めるものとします。

② 景観重要公共施設の整備に関する基準

景観重要公共施設として指定された施設については、施設管理者等と協議のうえで、次に示す方針のもと整備を図ることとします。

また、景観重要公共施設の整備基準として、富山県公共事業の景観づくり指針解説書を参考とし、良好な景観の形成に資する公共施設の整備に努めます。

- 公共事業の計画地及びその周辺地域における自然、歴史、文化などの景観上の特性を把握し、人々に親しまれ、誇りとされる景観の創出を工夫する。
- 事業の目的も踏まえたうえで、施設の機能性、安全性はもとより経済性等にも配慮し、景観づくりのための先導的な役割を果たすよう工夫する。
- 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市の条例、計画等に基づく施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

③景観重要公共施設の占用許可の基準

景観重要公共施設の占用については、景観重要公共施設の指定と合わせて、占用許可の基準内容等を施設管理者等と協議し、定めるものとします。

(3) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

広がりのある農地は、散居景観の重要な要素の一つであり、古くから私たちの生活に密接に関わり、散居景観の形成に関わってきました。この景観を次の世代へ受け継ぐためには、日常の営みである農業を将来にわたって継続していくことが大切です。しかし、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、その振興や活性化が必要となっています。

このため、景観と調和の取れた良好な営農条件の確保や営農環境に配慮した支援体制などを構築する景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

